

令和 8 年度

環境保全調査

農用地保全のためのビオトープ整備手法等検討調査業務

特別仕様書

東北農政局農村振興部農村環境課

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度 環境保全調査 農用地保全のためのビオトープ整備手法等検討調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、水田に生息する水生生物等生息状況調査等を実施し、多面的機能支払交付金の支援対象となった江の設置による水田生態系へ与える影響を確認し、水生生物の保全に有効な江の設置・維持管理手法を整理するガイドブックのケーススタディとして活用するために行うものであり、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための活動等に取り組む農業団体等の支援に資することを目的とする。

(場所)

第1-3条

本業務位置は、宮城県大崎市田尻大貫北長根地内で、別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

- | | |
|------------|-----|
| 1 生物生息状況調査 | 1 式 |
| 2 報告書作成 | 1 式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後作業に着手するものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第 1 章第 1－6 条第 3 項によるものとし、測量士及び農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	環境－環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価
		農業－農村環境、農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画
		建設－建設環境
	環境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価
	農業	農業土木、農村地域計画、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画
	建設	建設環境
博士	農学	
	自然科学	
シビルコンサルティングマネージャー	森林土木	
	建設環境	

- 2 別紙－2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置予定技術者の確認)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第1－10条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第2項の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第2項中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前

のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- 6 予測することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内における急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、第2項から第5項の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 前項の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第4項及び第7項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第2項、第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、第1項に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2－1条

本業務の実施にあたっては、次に留意して業務を進めること。

- 1 業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な行程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 調査にあたって、具体的な調査日時及び観測手法等については、監督職員と十分な打合せを行い実施するものとする。
- 3 生物の捕獲等に当たっては、生物分類技能検定2級以上（動物部門もしくは水圏生物部門）の資格を有するもの、または、過去に同様の調査経験者を配置するものとする。
- 4 調査で使用する調査機材は、次のとおりであり、受注者が準備するものとする。

名称	数量
気温計	1 台
水温計	1 台
ポータブル溶存酸素計	1 台
もんどりトラップ（角型 2 l ペットボトル）	20 個
誘引剤（お茶パックに練餌、さなぎ粉等を入れたもの）	20 個
捕虫網（口径 36 cm、柄の長さ 1 m またはそれ以上）	1 個以上
たも網（幅 30 cm、D 型フレーム、網の目 2 mm 程度）	1 個以上

5 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

6 本業務の外業中において、地震・余震等の発生時における避難体制を構築することとし、作業員の安全に配慮するものとする。

（参考図書）

第 2－2 条

本業務の参考にする図書は、次のとおりである。

番号	名称	発行所	発行年月
1	鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター	2018 年 3 月

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は「別紙－3 作業項目内訳表」に示すものとする。

業務項目	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 生物生息状況調査	2 回	3 か所
3. 学識経験者からの聴取	1 回	室内 2 時間
4. 調査結果の整理	1 式	
5. 報告書作成	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

本業務の実施にあたって留意する点は、次のとおりとする。

- 1 業務の手順、方法等については、監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は本業務の履行中に監督職員から途中経過状況について報告を求められた場合は、その内容を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、上記1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
- なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、上記3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1章第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的	打合せ場所
第1回	初回打合せ	作業着手前の段階	東北農政局 (仙台合同庁舎A棟)
第2回	中間打合せ	とりまとめ作業前の段階	
最終回	最終打合せ	報告書原稿作成段階	

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価

格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－1 1 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5－1 条

成果物を共通仕様書第 1 章第 1－1 7 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体 (CD-R 等)	2 部
成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	1 部

(成果物の提出先)

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町 3－3－1 仙台合同庁舎 A 棟
東北農政局農村振興部農村環境課

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6－1 条

業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 2－1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
- 2 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 3 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

- 4 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 5 履行期間の変更が生じた場合。
- 6 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- 7 その他

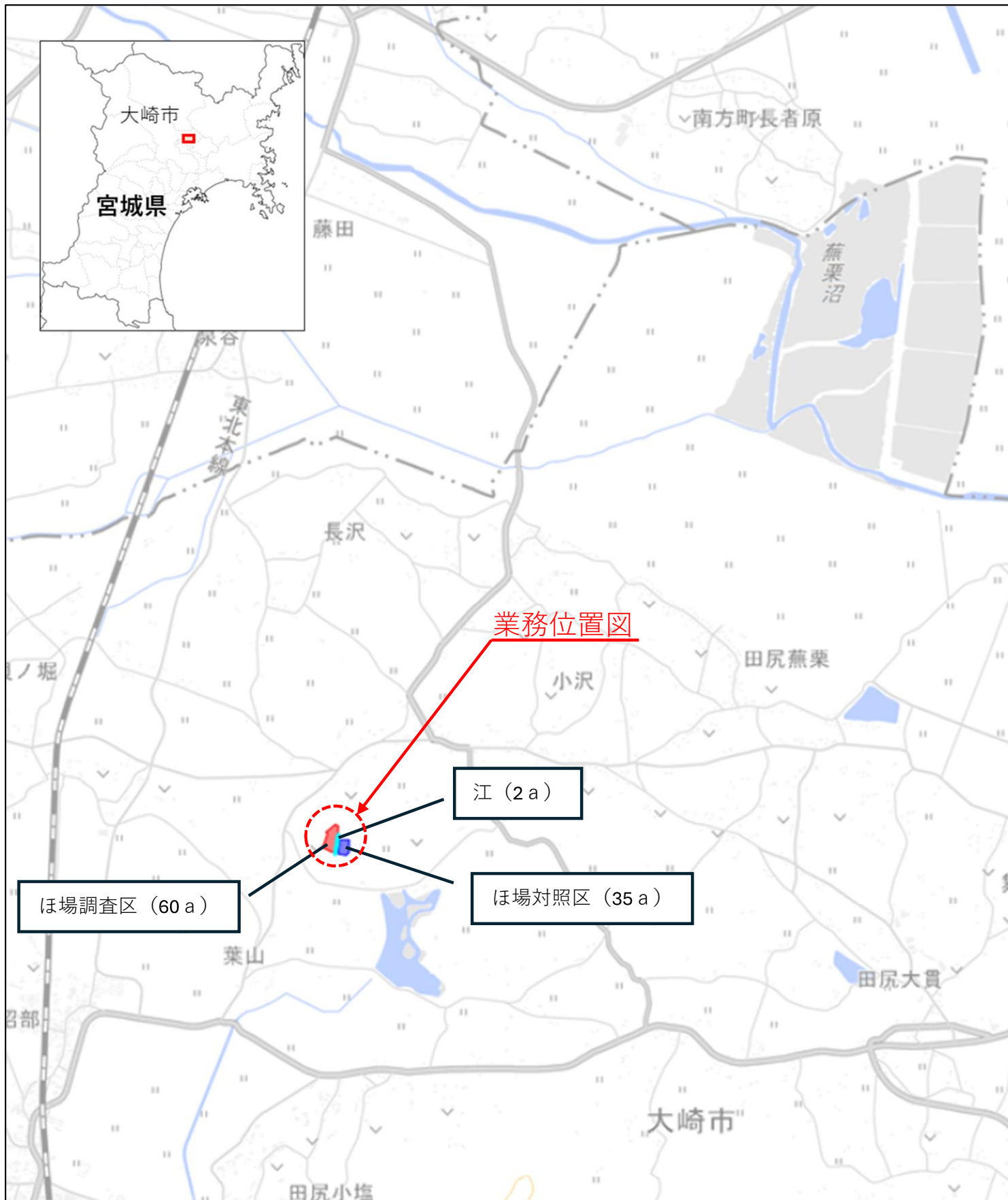
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度 環境保全調査 農用地保全のためのビオトープ整備手法等検討調査業務位置図
(宮城県大崎市田尻大貫北長根地内)



別紙－２（第１―６条、第４―１条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

また、設計業務にあつては、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費の額 に 10 分の 5 を乗 じて得た額

別紙－3 作業項目内訳表

作業項目 (内業／外業)	作業内容					
1 準備作業 (内業)	作業を実施するに当たり、既存資料、貸与資料の内容を把握し、作業計画等を作成する。					
2 生物生息状況調査 (外業)	水田に生息する水生生物等生息状況調査を以下のとおり実施する。					
	(1) 調査地点 (別紙－1 参照)					
	調査地点	面積	数量	備考		
	ほ場調査区	60 a	1 か所	田		
	ほ場対照区	35 a	1 か所	田		
	江	2 a	1 か所	ほ場調査区の田に付属、片側長辺タイプ (100m×2m)、通年湛水		
	(2) 対象生物					
	調査地点	魚類	両生類	水生昆虫類	トンボ類	クモ類
	ほ場調査区	●	●	●	●	●
	ほ場対照区	●	●	●	●	●
江	●	●	●	●	－	
(3) 調査手法						
鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル ((国研) 農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター 平成 30 年 3 月) による調査手法に基づいて実施する。						
1) ほ場調査区及びほ場対照区						
対象生物	調査手法	調査用具	調査方法			
魚類	トラップを用いた採捕調査	もんどりトラップ (ペットボトルトラップ)	・ほ場 1 筆につき 10 個のトラップを設置し、設置から 24 時間後に回収する。			
両生類 (カエル類)	畦畔ぎわ見取り	－	・ほ場 1 筆につき 4 か所それぞれにおいて、畦畔ぎわから 1 株目までのイネ株を畦畔に沿って 10m 調査する。(畦畔を歩きな			

				がら、畦畔に生えている草を棒で軽く叩く。跳びだした個体を数える。また、畦畔ぎわの水面にいる個体も数える。）
	水生昆虫類 (水生コウチュウ類及び水生カメムシ類)	水中すくい取り	魚取り用たも網	・ほ場1筆につき4か所(畦畔4辺のそれぞれ1か所ずつ)それぞれにおいて、畦畔とイネ株1株目の間を1m分すくうこと2回又は5回繰返して調査する。なお、水生コウチュウ類では5回、水生カメムシ類では2回繰返す。
	トンボ類 (羽化殻)	畦畔ぎわ及びイネ株見取り	－	・ほ場1筆につき4か所それぞれにおいて、畦畔ぎわから3株目までのイネ株を畦畔に沿って20m調査する。畦畔から見える側のみの確認とし、畦畔ぎわの雑草に残っているものや水面に落ちているものも数える。
	クモ類(アシナガクモ類)	イネ株すくい取り	捕虫網(口径36cm、柄の長さ1mまたはそれ以上)	・ほ場1筆につき、ほ場内から畦畔ぎわを除いた2地点を無作為に選んで調査する。図Bのようにすくい取り(20回/1地点)を行う。
2) 江				
	対象生物	調査手法	調査用具	調査方法
	魚類	水中すくい取り	たも網・サデ網	・30分程度/人実施する。
	両生類(カエル類)			
	水生昆虫類 (水生コウチュウ類及び水生カメムシ類)			
	トンボ類 (幼虫)			

	(4) 調査時期 中干し（7月上旬）後のかん水時期に2回実施する。 なお、1回目の調査から概ね2週間間隔を空けて2回目の調査を実施する。 (5) 生物種の同定等 調査地点で確認された生物種の記録・同定を実施する。また、環境情報について記録を行う。この際、確認された状況について、その特徴が視覚的に分かるよう、それぞれ代表的な被写体を複数の角度からデジタルカメラ等で撮影する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象</th><th>記録項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td><td>種類、個体数、サイズ、成長段階</td></tr> <tr> <td>両生類（カエル類）</td><td rowspan="2">※以下は両生類についてのみ 確認場所（水中 or 陸上）</td></tr> <tr> <td>水生昆虫類（水生コウチュウ類及び水生カメムシ類）</td></tr> <tr> <td>トンボ類（羽化殻）</td><td>種類、羽化殻数</td></tr> <tr> <td>クモ類（アシナガクモ類）</td><td>種類、個体数、サイズ</td></tr> <tr> <td>環境情報等</td><td>調査日、調査開始時間、調査終了時間 水温 [°C]、気温 [°C]、水深 [cm]、DO [mg/L]</td></tr> </tbody> </table>	調査対象	記録項目	魚類	種類、個体数、サイズ、成長段階	両生類（カエル類）	※以下は両生類についてのみ 確認場所（水中 or 陸上）	水生昆虫類（水生コウチュウ類及び水生カメムシ類）	トンボ類（羽化殻）	種類、羽化殻数	クモ類（アシナガクモ類）	種類、個体数、サイズ	環境情報等	調査日、調査開始時間、調査終了時間 水温 [°C]、気温 [°C]、水深 [cm]、DO [mg/L]
調査対象	記録項目													
魚類	種類、個体数、サイズ、成長段階													
両生類（カエル類）	※以下は両生類についてのみ 確認場所（水中 or 陸上）													
水生昆虫類（水生コウチュウ類及び水生カメムシ類）														
トンボ類（羽化殻）	種類、羽化殻数													
クモ類（アシナガクモ類）	種類、個体数、サイズ													
環境情報等	調査日、調査開始時間、調査終了時間 水温 [°C]、気温 [°C]、水深 [cm]、DO [mg/L]													
3 学識経験者からの聴取 (外業)	調査結果について、発注者が指定する学識経験者（公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団上席主任研究員 大学教授級を想定）から、専門的な知見から意見を聞き取る（2時間程度を想定）とともに、その結果を議事概要として作成する。 (1) 回数：1回 (2) 時期：調査結果取りまとめ時													
4 調査結果の整理 (内業)	2 生物生息状況調査及び農政局が提供する直轄調査結果（生物生息状況調査2回分、環境情報調査（参考資料参照）、江の設置方法や維持管理に係る聞き取り結果等）を調査票（任意様式）及び図面に取りまとめる。また、調査を通じて採捕した動物の情報の内容を再点検し「別紙－4 環境情報データベース登録様式」に入力する。													
5 報告書作成 (内業)	各作業項目について、成果物の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。													

参考資料 環境情報調査項目

	農政局直轄調査
	受注者対応

	項目	記録内容等	調査対象地点別の実施項目	
			ほ場調査区・対象区	江
日時	調査日	—	○	○
	調査開始時間	当日の調査実施期間について記録	○	○
	調査終了時間		○	○
気象	天気	・調査前日及び当日の情報を記録 ・最寄りのアメダスデータ等により入手	○	○
	気温 [℃] (平均・最小・最大)		○	○
	雨量 [mm] (日合計)		○	○
	日照時間 [h] (日合計) (任意)		○	○
ほ場等の環境	水温 [℃]		○	○
	気温 [℃]		○	○
	水質	DO(mg/L)、ph、EC (mS/m)	○	○
	土質	重粘土、埴土、砂壤土等	○	○
	標高 [m]	調査地点の標高	○	○
	管理状況	畦の除草(草刈り等)、泥上げの状況等	○	○
	用・排水状況	ほ場との接続状況	○	○
	生育状況(水稻)	—	○	—
	水深 [cm]	—	○	○
中干し状況	乾燥状態	※乾燥状態の目安 乾燥(ひび割れ有) < 乾燥(ひび割れ無) < 湿潤(足跡残る程度) < 湿潤(靴が沈むくらい) < 湿潤(一部水たまり有) < 湛水	○	○
	中干し開始日	落水開始日時、落水完了日時	○	—
	中干し終了日	注水開始日時、湛水完了日時	○	—
周辺環境※	調査対象ほ場周辺(3ha程度)における営農状況	畑作、有機栽培、耕作放棄地、裏作、ブロックローテーション、農薬の使用状況(慣行、無農薬、減減、有機、特別)等	○	—
	水域ネットワークの接続状況	ほ場(及び江)や水路、周辺水域との接続状況等	○	—
営農情報※	営農状況	農薬の使用状況(慣行、無農薬、減減、有機、特別)、作業歴	○	—
	ほ場整備の状況	整備時期、暗きょ管の整備状況等	○	—
	作付状況	前年及び当年の状況	○	—
	収量	過去3年間と当該年度	○	—
	区画規模	長辺長、短辺長、面積	○	—

※の項目は調査期間を通じて1回の聴取り